

大島町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、大島町地域公共交通活性化協議会規約第5条の規定に基づき、大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 協議会の出納その他会計事務に関すること
- (5) その他、協議会の運営に関し必要なこと

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、大島町政策推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、大島町政策推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に関し必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項については、大島町の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、条規格、個数、使用区分及び公印保管者は、別に町長が定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和5年1月18日から適用する。